

あったかひらつかスローガン・ロゴマーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、あったかひらつかスローガン（以下「スローガン」という。）・あったかひらつかロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

（スローガン・ロゴマークに関する権限）

第2条 スローガン・ロゴマークに関する一切の権限は、平塚市に属する。

（使用の基準等）

第3条 スローガン・ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「あったかひらつかロゴマークガイドライン」を遵守しなければならない。

2 スローガン・ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- （1）平塚市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害すると認められる場合
- （4）青少年の健全な育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- （5）平塚市が、特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- （6）スローガン・ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （7）その他、市長が不適當と認めた場合

（使用の届出）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、神奈川県電子申請システム（e-kanagawa電子申請）または別に定める様式により使用者の住所、氏名、電話番号、制作物名、使用分野、使用方法、使用期間、その他必要な事項を平塚市市長室広報課へ届け出ることとする。個人で使用する場合は、商用目的での使用を除き、届出は不要とする。

（使用の停止等）

第5条 市長は、第3条に掲げる事項に照らし必要があると認める場合には、スローガン・ロゴマークを使用している者に対し、使用の停止等を指示することができる。

（使用料）

第6条 スローガン・ロゴマークの使用料は、無料とする。

（経費等の負担）

第7条 平塚市は、スローガン・ロゴマークを使用したものに対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第8条 平塚市は、スローガン・ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（事務）

第9条 この規程に関する事務は、平塚市市長室広報課が行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、スローガン・ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年10月29日から施行する。

附則

この規定は令和7年2月5日から施行する

あったかひらつかロゴマーク使用届出書

(提出先)

平塚市長

住 所

団体名等

担当者氏名

電 話

次のとおり、ロゴマークの使用に関し届け出ます。

なお、使用にあたっては使用規程及びガイドラインの使用条件を遵守します。

項 目	内 容	
1 使用するロゴマークの色	1 基本カラー 2 モノクロ(黒・白・単色刷り等) 3 オレンジ 4 グリーン 5 ライトブルー 6 ブルー	
2 制作物名・ページ名等		
3 使用分野	1 販売物以外 2 販売物	
4 販売物の概要 ※販売物以外の場合は記入不要	数量	
	価格	
	販売先・場所	
5 使用方法	(ロゴの使用方法等を具体的に記載)	
6 使用期間		
7 備考欄		
8 平塚市ウェブサイトへ掲載の 同意	ロゴマークの活用事例を紹介するため、団体名等、2 制作物名、5 使用 方法の入力事項を当市ウェブサイトに掲載する場合があります。 ☐ 掲載に同意します ☐ 同意しません	

※この届出書に、製作予定物の画像等の資料を添付してご提出ください。

(提出先)平塚市市長室広報課(シティプロモーション担当)

メール：promo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

FAX：0463-21-9613

電 話：0463-21-8556